

日本共産党の天下みゆきです。最初に、大阪北部地震で亡くなられた方々、被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

1. 女川原発再稼働と避難計画について

(1) 広域避難計画の到達について

東北電力は、女川原発 2 号機の安全対策工事の完了時期を 2020 年度に延期すると発表し、再稼働も 2020 年度以降にずれ込むと報道されました。一方、新規制基準適合性検査は、8 月末には一通りの審査事項の説明を終えるとしています。そこでお聞きします。原子力規制委員会が合格を出す時期、及び東北電力との安全協定に基づき知事が事前了解の判断をする時期は、先行事例からみてそれぞれいつ頃になると推定していますか？お答えください。

私たち日本共産党は再稼働には反対の立場ですが、燃料棒がある限り、県民の命と暮らしを守るためには、実効性のある避難計画の策定と訓練は必要だと考えています。その立場から質問します。

第 1 に、避難のために必要な車両台数、そのうちバスや福祉車両、救急車は何台か伺います。第 2 に、安定ヨウ素剤の配布について、PAZ の事前配布は今年度更新時期ですが、いつまでに完了するのか。第 3 に、UPZ では災害発生後、最大 20 万人に、被ばくする前に安定ヨウ素剤を配ることになっています。その緊急配布場所はどこに何カ所設定するのか、合わせて必要な医師と薬剤師の人数をお答えください。

次に、PAZ・UPZ の住民 21 万人は、県内 31 市町村の 440 ヶ所の避難所に避難する計画です。石巻市・東松島市から約 6 万 4800 人を受け入れる仙台市は、今年 4 月に改訂した「仙台市地域防災計画（原子力災害対策編）」で受け入れる条件を、①市内の避難者が発生していない又はわずかであること、②ライフラインに大規模な被害がないこと、③原発事故による市への影響が少ないことの 3 点を定めています。これでは東日本大震災のような複合災害の場合は使用できないと考えますが、いかがですか。

(2) 要配慮者の避難計画について

次に、要配慮者の避難計画について伺います。最初に、社会福祉施設のマッチング、避難計画策定、協定締結の到達、及びいつまでに全施設が協定を結ぶのか伺います。

一方、UPZ 圏内の病院及び有床診療所は 20 機関 2196 床で、避難先となる UPZ 圏外

の病院は 96 機関 2286 床を候補として確保したこと、そして、病院・有床診療所は事前のマッチングではなく、原子力災害発災時に、疾病や重症度によって避難先を確保する方針だと医療政策課から伺いました。2000 人に及ぶ患者さんをどこで誰がどのようにマッチングするのか、コーディネートする医師やスタッフは何人配置するのか、搬送する場合の車両や運転手の確保は誰が責任を持つのかお答えください。

また、容体の関係で屋内退避となった場合、交代勤務の医師や看護師などのスタッフ、医薬品や食料などをどのように供給するのかお答えください。

5 月 25 日に石巻市立病院を訪問して避難計画策定状況について調査しました。担当者は、そもそも複合災害を想定した避難計画策定は無理であるとし、原子力災害単独の場合の県のひな型を参考に作業しているが、車両の確保の目途がまだたないということでした。宮城県の病院の避難計画は、複合災害を想定しない計画で良いという判断なのか伺います。

また、8000 人に及ぶ在宅の要配慮者の避難のために手配しなければならない車両は何台か、支援する人手の確保は何人か伺います。

(3) 広域避難計画の実効性について

石巻市の担当者は、石巻市の広域避難計画の実効性はまだ 4 割程度だと話していました。知事、今回の避難計画策定の到達を見ますと、肝心のことがさっぱり決まっていません。また、風向きなどを考慮した避難計画になっていないことや、避難先の仙台市の意向、病院の避難計画の状況を見ますと、複合災害を想定した計画とは言えません。東日本大震災で複合災害を体験した宮城県民にとって、複合災害をあいまいにした避難計画は受け入れられません。「宮城県の原子力災害広域避難計画は未完成である」と思いますがいかがですか。

内閣府のホームページを見ますと、女川地域原子力防災協議会の作業部会が毎月開かれ、この間は緊急時対応骨子案の検討が行われています。緊急時対応がまとまると、女川地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認後、国の原子力防災会議に報告し、了承されることとなります。

まず、この「緊急時対応」はいつまでにまとめ女川地域原子力協議会に提出する予定なのか伺います。そして、この協議会にはかる前に、県議会及び 7 市町の議会に諮るべきだと思いますがいかがですか。

2. 「会計年度任用職員」導入について

2017年、地方公務員法と地方自治法が改定され、2020年4月から自治体の非正規職員に「会計年度任用職員」が導入されます。

最初に、そもそも地方公務員は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治体の担い手であり、公務労働は任期の定めのない常勤職員を原則とすべきであること。一方、臨時・非常勤職員が自治体の様々な分野で重要な役割を担っている中で、公務・公共サービスの質の向上のためには、臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用の安定は重要な課題であると考えますが、知事の見解を伺います。

今年4月1日現在、宮城県の知事部局の臨時・非常勤職員は1119人で、職員の約5人に1人が非正規職員です。大きく分けて「非常勤職員」「臨時職員」「パート職員」に区分されています。今回の法改定による「任用根拠の適正化」では、非常勤職員は「学識・経験の必要な職」に限定し、臨時職員は「常勤の欠員への対応」に限定し、それ以外の臨時・非常勤職員は、原則として会計年度任用職員に移行するとしています。

そこでお聞きします。宮城県の知事部局で現在働いている「非常勤職員」808人、「臨時職員」169人、「パート職員」142人は、「運用の適正化」を行うと、「特別職非常勤職員」、「臨時的任用職員」、「フルタイムの会計年度任用職員」、「パートタイムの会計年度任用職員」が、それぞれ何人になるのかお答えください。

次に人事課の資料によりますと、現在、本庁と地方を合わせて知事部局で808人の非常勤職員が働いていますが、うち任用期間が1年未満は77人、3年以上が431人でうち5年以上は288人に上ります。消費生活相談員や家畜防疫員、職業訓練講師、自然保護員など住民にとってなくてはならない暮らしに密着した仕事をしています。現在働いている臨時・非常勤職員については、2020年度に移行の際、業務の円滑な遂行と職務経験の蓄積を生かす点から、希望者全員の雇用を保障すべきと考えますがいかがですか。よもや雇止めということはないですよ。お答えください。

むしろ、再任用が繰り返されて常勤に近い時間働いている職員については、常勤化すべきと考えますがいかがですか。

次に、臨時・非常勤職員の処遇改善の立場から、会計年度任用職員への移行にあたって、以下3点を求めます。第1に、賃金・手当・労働条件の切り下げは行わず、移行前の職務経験も考慮すること。第2に、会計年度任用職員のパートタイムは、期末手当を支給することができます。宮城県も期末手当を支給すること。第3に、今回の法改定は、再任用にあたって、不適切な「空白期間」の是正を図るべきとしています。

2020 年度を待たず前倒しも可能としていますので、速やかに「空白期間」を是正することを求めます。以上についてお答えください。

さて、総務省のマニュアルには、常勤と非常勤の概念について、常勤の職は「本格的な業務」であり、「典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押え、許認可といった権力的業務などが想定される」と総務省の研究会報告が紹介されています。管理的業務や権力的業務以外の正規職員の大半が会計年度任用職員に置き換えられるのではないかという心配が出てきます。「宮城県においては決してそんなことはない」と知事に明言していただきたい。いかがですか。

最後に、会計年度任用職員の導入にあたっては、労働組合や臨時・非常勤職員当事者との協議が大変、重要ですが、どのように進めていくのか。また、県議会への条例上程の時期についても伺います。お答えください。

3. 視覚障害教育について

(1) 宮城県立視覚支援学校に幼稚部設置を求める

県内の視覚障害児を持つお母さんから、「宮城県立視覚支援学校には幼稚部がない。幼稚部を設置してほしい」という要望をいただきました。幼稚部がないのは全国 67 校の視覚支援学校のうち 12 校、都道府県単位では 9 県のみです。

要望を受けて共産党県議団は、昨年 11 月に京都にある視覚障害者総合福祉施設・社会福祉法人京都ライトハウスの「あいあい教室」を視察してきました。「あいあい教室」は 0 歳から小学 1 年生までの親子通園教室で、週 1～3 回の療育を行っていました。音や手で触って楽しむ絵本や遊具などが工夫されており、幼児期早期からのきめの細かい教育は非常に重要であることがわかりました。

平成 22 年 11 月 15 日に出された視覚障害教育研究者による「すべての視覚障害者教育の在り方に関する提言（以下、提言）」は、「視覚機能の発達においても学習や運動能力の発達においても、著しい発達は乳幼児期にみられることから、この時期に専門家による支援がなされることが極めて重要です」と指摘しています。また、乳幼児期の専門家の支援は、親御さんの心理的支えとしても重要です。

視覚障害児の発達を保障するためには、乳幼児期からの専門家による相談、育児支援、教育が極めて重要だと思いますが、知事と教育長の見解を伺います。

今年の 2 月に共産党県議団で宮城県立視覚支援学校を視察しました。視覚支援学校では、乳幼児教育相談として、集団遊びや保護者の情報交換・学習会を行う「乳幼児教室（ゆうゆう広場）」を年 4 回実施し、個別教育相談を毎週 1 回開催しています。

しかし、個別相談は予約制で1日4人程度のため、昨年度は1人平均年5～6回という状況でした。今年度は、新たに「ミニゆうゆう広場」が年4回追加され、保護者から喜ばれています。

視覚支援学校も努力していますが、幼稚部がある他県に比べると、宮城県は圧倒的に教育の機会が少ないと言わざるをえません。宮城県立視覚支援学校に幼稚部の設置を求めます。また、保護者から個別教育相談とミニゆうゆう広場の回数を増やしてほしいという要望をいただきました。乳幼児教育相談の更なる充実を求めます。合わせてお答えください。

(2) 弱視学級の課題

6月15日に仙台市内のある小学校の弱視学級を視察してきました。

担任の先生からは、目は見えにくくても他の能力・聴覚を活かし、音で聞く教科書（デイジー教科書）で聞き取る力をつけることによって、文章の理解力をつけ、読み書きにもつながること。その丁寧な授業を繰り返し行うことで、子どもが成長してきたことをお聞きしました。授業参観では、拡大読書器を使って新聞を読み、拡大文字の教科書を懸命に音読し、先生の質問に答える子どもの姿に、「教育の力」の大きさを感じました。また、漢字カードや分度器・巻き尺などの教材や、教科書を立てかける書見台などが、手作りで子どもに合わせて工夫されていることに感心しました。

この先生は、弱視学級で同じ子どもを1年生から現在の5年生まで担当してきました。私は、蓄積された経験や専門性が、視覚障害を持つ子どもにとって非常に大切であることを実感しました。

一方で、弱視学級をめぐる課題も見えてきました。この小学校では、経験豊かな先生が担当していますが、多くの弱視学級は、1～2年で担当の先生が変わり、技術や経験が蓄積できないでいることです。弱視教育の研究会を立ち上げて先生がすぐ変わるために長続きしないとのことでした。

弱視教育も教師の専門性や経験の蓄積が大切であり、そのためのシステムづくりが必要だと思いますが、教育長の見解を伺います。

(3) 視覚障害教育の在り方の検討を求める

さて、昨今、全国の盲学校・視覚支援学校の児童生徒数は大きく減り、インクルーシブ教育の普及の中で弱視の子どもは地域の学校に通うようになりました。2017年度の宮城県の視覚支援学校の児童生徒数は、小学部6人、中学部8人、高等部8人、専攻科14人の合計36人でした。うち小中学生は14人です。一方、小中学校弱視学級の仙台市を含む児童生徒数は、小学校21人、中学校11人で合計32人です。地域の小中学校の方が圧倒的に多いのです。

先の視覚障害教育研究者の「提言」では、「弱視児の大半は通常の学校に在籍しているが、適切なアセスメントやニーズに対応した支援を受けていない弱視児が非常に多く存在している」とし、「盲児や重度の弱視児が小・中学校の通常学級で学ぶ場合には、視覚障害教育の専門性を有する教員による手厚い支援制度が必要だ」と指摘しています。

2月に視覚支援学校を視察したとき、最後に校長先生が「教員の指導経験の蓄積が必要。児童生徒は減少しているが、今、教員の体制があるうちに次を養成しないと点字スペシャリストも退職してしまう。既に弱視の子は支援学校には来なくなっていて研修ができなくなっている」と警鐘を鳴らしていました。

視覚障害教育の在り方の検討が必要です。私たちがお話しを伺った宮城教育大学特別支援教育講座の長尾博前教授は、視覚支援学校を視覚障害教育のセンターとして位置づけ、支援学校の先生に市町村の弱視学級との兼務辞令を出すことを提案しています。対象の子どもが卒業すれば、先生は別の学校の弱視学級か視覚支援学校に配置されます。今でも弱視学級はマンツーマンの教員配置ですので、県内全体の教員数が増えるわけではありません。これによって、専門性は維持され、視覚支援学校での弱視教育への研修も可能となります。課題は、県教育委員会と市町村教育委員会の壁を乗り越えていくことです。

教育長、まず、視覚支援学校と弱視学級をめぐるこういった現状をどのようにとらえていますか？そして、視覚障害をもった子どもの最善の利益を保障するために、市町村教育委員会と連携し、専門家や研究者などの力も借りて、視覚障害教育の在り方の検討を行うことを求めます。お答えください。

最後に当面の問題として、以下2点について具体化を求めます。第1に、視覚支援学校の教員の年齢構成などを検討して、視覚障害教育の免許を持ち専門性を有する職員の確保と養成の計画を立てて具体化すること。第2に、視覚支援学校及び弱視学級の教員の専門性を育てる立場から短期間での人事異動を見直すことを求めます。市町村教育委員会と一緒に検討・具体化していただきたい。以上についてお答えください。

4. 離島の介護保険サービスへの支援について

塩竈市の浦戸諸島では高齢化が進み、介護保険サービスを必要とする方が増えてきていますが、地理的条件からなかなか本土並みにサービスを受けられない現状があります。

そこで塩竈市では、今年度から訪問介護や訪問看護、居宅介護支援などの事業者に、従来の船賃の助成に加えて、介護報酬の15%相当分の助成を市独自に開始しました。

加算の15%分の利用者負担はとっていません。離島地域等への介護保険制度の支援策として、5%の「中山間地域等提供加算」がありますが、通常の事業実施地域との関係で算定できないこと、5%加算では事業経営がなりたたないこと、利用者負担が増えることから、市独自の助成を開始したとのことでした。画期的なことですが、それでも事業者からみると持ち出しです。

また、デイサービスや小規模多機能型居宅介護施設などの通所型施設のニーズは強いものの、事業の採算面の課題が大きく事業者の参入が厳しい現状です。

これは浦戸だけの問題ではありません。

そこで、第1に、離島に係る介護報酬の加算を大幅に引き上げること。その際、離島以外の地域住民との公平性の観点から、当該加算にかかる利用料分は全額公費とすること。第2に、離島地域の介護サービスを行う事業者に対して助成する「離島介護サービス提供促進助成制度」を創設すること。以上2点を国に要望していただきたい。同時に、離島の介護保険サービスの確保は喫緊の課題です。国待ちにならず、宮城県が関係市町と一緒に、介護事業者の参入を促進するための補助制度を作ることを求めます。お答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(6695字)